

4条・5条申請書類チェックリスト

★:必須提出書類(共通)

添付書類		チェック1	チェック2	チェック3
基本書類				
★	許可申請書			
★	転用事由の詳細説明書 ※建物等が無い場合は、転用事由詳細説明(B2)を添付 被害防除施設の設置計画書			
★	土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)			
法人関係				
★	法人の登記事項証明書			
★	定款または寄付行為の写し ※宗教法人：規則or寺則 ※写の場合は要認証			
公図等				
★	法務局備付の公図の写し			
★	隣地関係図 ※隣接地について地目・地権者・地積・耕作者を記入			
位置図				
★	10000分の1程度 および 2500分の1程度 ※両縮尺とも必須提出			
土地利用計画図				
★	造成計画図 (縦横断面図等 ※最低2方向、隣地との境界部を詳細に)			
★	施設等の配置計画図 ※駐車場区画、資材置場の資材種別等まで詳細明示			
★	排水計画図 (排水勾配、生活雑排水・汚水の処理方法等)			
★	施設(建築物等)に係る図面 (平面図、縦横断面図、構造図、間取図、立面図等)			
★	被害防除施設の詳細 (U字溝、擁壁、のり面処理等)			
同意書関係				
	【隣接する農地がある場合】隣接農地の所有者および耕作者の承諾書			
★	【土地改良事業の受益地域内】土地改良区の意見書			
	【工場・畜舎・廃棄物処理施設等】地元関係者との協議書			
	【用水取水・廃水排水】地元関係者(水利権者)との協議書			
	【小作地】小作人の同意書、農地法第18条第6項の通知書の写し等			
仮登記・差押など登記簿甲区記載権利の設定がある場合				
	権利者の同意書			
抵当権など登記簿乙区記載の担保物権等の設定がある場合				
	権利者の同意書 ※同意書が添付できない場合は、その理由を明らかにすること			
資金関係				
★	転用事業に係る工事見積書			
★	残高証明書or融資予定証明書等 ※土地、工事費のうち支払済分は領収書等			
転用目的：貸し駐車場・貸し資材置場				
	賃貸予約等の証明書類など利用されることが確実であることを証する書面			
転用目的：建売分譲住宅・(用途地域内の)分譲宅地造成				
	宅建免許の写し			
	分譲住宅・分譲宅地の販売実績書			
申請地区域内に、里道・水路を内包する場合				
	官民境界確定協議書の鑑の写し			
	【用途廃止を伴う場合】用途廃止申請書の鑑の写し			
農振農用地区域内における一時転用				
	農振整備計画の達成に支障のない旨の市町村長の同意書			
顛末案件				
	顛末書			
その他				
	農業委員確認書			
	誓約書			
	委任状 ※代理人が申請する場合			
	農地水と土総合対策事業の該当地の場合は、農業振興課と協議必要			
	他法令許可書の写し			

添付書類

【法人関係書類】

法人の登記事項証明書

【個人関係書類】

【住民票記載事項証明書(市内登録申請者は、添付不要)】

* 原本は、確認しだい返却します。

【申請土地の登記事項証明書(全部事項証明書の限る。)】

発行以後90日以内の最新もの。

【図面関係】

1.法務局備付の公図の写し

(申請土地を黄色に着色し、隣接地の地番、地目、所有者と耕作者を記入する。)
(里道を赤色、水路を水色に着色する。)

2.位置図

(10000分の1程度および2500分の1程度とし、申請土地を黄色で着色する)

3.隣接関係図

4.土地利用計画図

5.施設(建築物等)に係る図面(平面図、縦横断面図、構造図、間取図、立面図等)

【同意書関係】

1.隣接承諾書

2.土地改良区意見書

3.地元関係者との協議書

【資金関係】

1.工事見積書

2.資金証明書

【他法令許可書の写しまたは申請書の写し】

【その他】

1.転用事由の証明

2.誓約書(被害等発生した場合の改善に責任を負うことを誓約するもの)

3.書類および申請土地を確認した農業委員の確認書

留意事項

農地法第4条第1項の規定による許可申請とは、自己の所有する農地を農地以外の目的に転用する場合に必要な手続きです。

また、農地法第5条第1項の規定による許可申請とは、農地を農地以外の目的に転用し、所有権の移転や賃貸借権・使用貸借権を設定する場合に必要な手続きです。

以下の内容に充分ご留意のうえ、適切な許可申請を行ってください。

- 1.農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域を申請する場合は、受理しても許可はできません。
- 2.都市計画法第29条の開発許可または宅地造成等規制法第8条による宅地造成に関する工事の許可を受ける必要がある場合は、それぞれ開発計画事前審査の要件が処理され申請内容が確定したものとしてください。ただし、各要件が処理見込あるいは処理された場合は、それらを確認できる書類を別途添付してください。
- 3.農地法第3条の許可を得て譲り受けて農地の転用申請については、特別な理由を除き、取得後3年以内の転用は認められません。
- 4.提出期限は、通常毎月20日とします。その際、関係書類は、すべて整っていることとします。
- 5.申請書における申請者欄について、自署する場合は押印を省略できます。
- 6.申請土地に所有権以外の権利が設定されている場合は、事務局に確認を求め、その権利の抹消または、設定されている権利者の同意書を申請と同時に提出してください。
- 7.仮登記が設定されている申請土地の場合は、仮登記権者の同意を示す書類を同時に提出してください。
- 8.小作権や利用権が設定されている申請土地の場合は、それら権利者と合意解約を整えてください。(別途、「農地法第18条第6項の規定による通知書」を事前に提出してください。)

太陽光発電施設の場合の追加書類

※場合によっては必要となる書類

添付書類	チェック1	チェック2	チェック3
再生可能エネルギー発電設備の認定書の写し			
経済産業省が発行するもの			
(例) 10キロワット以上の太陽光エネルギー発電設備に係る設備認定 通知書			
(例) 再生可能エネルギー発電設備の認定について			
再生可能エネルギー発電設備に関する系統連携申込書 兼電力販売申込書の写し			
転用者から関西電力株式会社へ提出したもの			
商品カタログ			
太陽光発電設備の構造・形状がわかるもの			
土地利用計画図			
パネル、変電設備等をどのように設置するかを記入したもの			
※ 連結容量からみた接続の确实性を示す資料			
高圧の場合のみ(50キロワット超)			
(例) 容量面から評価した連結制限有無確保結果の写し、 電力受給契約書の写し			